

2014年2月21日  
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会  
委員 神津 里季生  
(日本労働組合総連合会)

## 2014/02/21 特別部会「たたき台」に対する意見

今回は、公務が既に入っており欠席させていただきます。  
特に強く意見を申し述べたい部分にしぼり、下記の通り意見のメモを提出させていただきます。

### 記

今回からの検討テーマは、それぞれ専門的、技術的な要素も多く含むが、制度構想の設計に当たっては、やはり、「基本構想」の基本理念から検討することが大切であると考えます。

基本構想は「新たな刑事司法制度は・・・被疑者・被告人、被害者を始めとする事件関係者及び国民一般がそれぞれの立場からも納得し得る、国民の健全な社会常識に立脚したものでなければならない。その刑事制度は、できる限り制度の内容等が明確化され、国民に分かりやすいものとなることが望ましい」とした（「基本構想」3-4頁）。

ここで重要なことは、いずれか一つの立場からだけでなく、国民にとって適正・公正な手続を追求することであろう。裁判員経験者の多くが、担当した事件について、被告人だけの意見でもなく、被害者だけの意見でもなく、両方の意見を聴こうと心がけたと述べている。それは事件の内容を知って、誰もが被告人にも、被害者にもなりうると思ったからであるという。

新たな制度設計にあたっては、このように、私たちはいずれの立場にもなりうるということを忘れずに、適正・公正と考えられる制度設計を検討すべきである。

「被疑者国選弁護制度の拡充」について

#### 1 被疑者国選弁護制度の拡充について

身体拘束を受ける被疑者は、警察官や検察官などの法律専門家を相手方として自らの権利を守らなければならず、被疑者に対して憲法上保障された弁護人の援助を受ける権利（34条）を実質的に確保するためには、身体拘束後でき

るだけ早い時期に国選弁護人を選任できるようにすべきである。したがって、本来は、逮捕後からの国選弁護人制度が望ましい。

ただし、実現可能性の現実的観点から、『被疑者に対して勾留状が発せられている』すべての事件に拡大する」との制度概要に賛成である。国費支出の拡大を懸念する意見もあったようだが、だれでも被疑者になりうると考えるのであれば、国民の理解は得られよう。

なお、逮捕後の国選弁護人制度の創設が現段階で難しいのであれば、しばらくは弁護士会が運営する当番弁護士制度を活用するほかない。しかし逮捕された被疑者がすべて当番弁護士制度を知っているとは限らない。当番弁護士制度は、本来あるべき逮捕後の国選弁護制度の補完なのであるから、少なくとも逮捕した警察官や検察官には、被疑者は当番弁護士制度によって弁護士の派遣を無料で受けることができることを被疑者に伝える義務を課すべきではないか。

## 2 被疑者取調べへの弁護人の立会いについて

弁護人の取調べへの立会いについては、基本構想において、「当部会において結論を得ることは困難であり、その要否及び当否も含めて別途検討されるべきである」とされている（21頁）。

ただ、だれもが被疑者になりうると考えれば、弁護人が取調べに立ち会ってくれることほど心強いものはなく、立会いは弁護人に依頼する権利を実質化すると考えられる。刑事手続の客観化、透明化にも資するであろう。また取調べの録音・録画が実施されるとしても、録音・録画は適正な取調べの確保が目的であるが、黙秘権の実効化を目的とするものではない。録音・録画が実施されても、密室における、専門家と対峙する孤独な取調べの実質は変わらず、黙秘権を実効化させることはできない。

基本構想の立場は十分理解しているが、今後の検討をぜひ望みたい。

以上